

ビジネスカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（以下、「預金」といいます。）について発行したビジネスカード（以下、「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下、「提携金庫」といいます。）およびゆうちょ銀行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
- ② 当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当金庫および提携金庫の自動振込機（振込みを行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合
- ④ 当金庫の窓口において預金に預入れをする場合
- ⑤ 当金庫の窓口において預金の払出しをする場合
- ⑥ 当金庫、法人カード取扱可能提携金融機関の預金機または支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項の規定にかかわらず、当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、払戻請求金額とキャッシュカード・ビジネスカード共通規定第2条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定および振込規定により取り扱います。
この他は、「キャッシュカード・ビジネスカード共通規定」各条項によります。

以上